

公立大学法人沖縄県立看護大学 リポジトリ運用規程

制 定 日：令和4年4月1日

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人沖縄県立看護大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理・運用に関し、必要事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** リポジトリは、公立大学法人沖縄県立看護大学（以下「本学」という。）の研究・教育活動において生成された研究成果等を収集・蓄積・保存し、電子的手段により学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究に資するとともに、社会に貢献することを目的とする。

(管理・運用)

**第3条** 管理・運用は、公立大学法人沖縄県立看護大学附属図書館（以下、「図書館」という。）が行うものとする。

(登録者)

**第4条** リポジトリに研究成果等を登録できる者（以下、「登録者」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 在籍するあるいは在籍したことのある教職員及び大学院生や学生
- (2) その他図書館長が特に認めた者

(登録対象)

**第5条** リポジトリに登録することができる研究成果等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本学の研究、教育活動で作成されたもの
- (2) 登録者が作成に関与したもの
- (3) 法令上、社会通念上、情報セキュリティ上の問題が生じないもの
- (4) その他図書館長が特に認めたもの

2 リポジトリに登録する学術情報資源は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学術論文
- (2) 博士学位論文
- (3) 博士学位論文の要旨及び論文審査結果の要旨
- (4) 本学の刊行物
- (5) その他図書館長が特に認めたもの

(登録手続)

**第6条** 登録を希望する者は、附属図書館長に、公立大学法人沖縄県立看護大学リポジトリ登録申請書（以下、「登録申請書」という。）を提出したうえで登録及び公開するものとする。ただし、前条第2項(4)(5)については附属図書館長がリポジトリへの収納を決定するものとする。

(利用許諾)

**第7条** 登録者は、図書館がリポジトリにおいて行う次の各号に掲げる行為について、許諾を与えるものとする。

- (1) 当該研究成果等の全文を複製し、リポジトリを構築するサーバーに格納すること。
- (2) ネットワークを通じて前号の複製物を不特定多数の利用者に無償で公開すること。
- (3) 保存及び利用の便宜のため必要に応じて、複製、媒体変換を行うこと。

(利用条件)

**第8条** 図書館は、研究成果等の利用に関しては、以下のことを遵守する。

- (1) 第7条に定める取り扱い以外による利用は行わない。
- (2) 公開された研究成果等を利用しようとする者に対し著作権法を遵守するように周知する。

(著作権と共著者への利用許諾)

**第9条** リポジトリに登録される研究成果等の著作権については、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

- (1) 著作権が登録者のみに帰属する場合は、登録者は第7条に定める取り扱いを無償で許諾するものとする。
- (2) 著作権が複数の者に帰属する場合、または登録者以外に帰属する場合は、登録者は他の著作権者に対し、第7条に定める取り扱いについて無償で許諾を予め得ておくこととする。
- (3) リポジトリに登録されたあとも、著作権は図書館に移行されることなく、著作者のもとに留保される。

(登録の削除)

**第10条** リポジトリに登録される研究成果等の著作権については、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

- (1) 登録者が理由を付けて削除の申し出を行い、附属図書館長が認めた場合。
- (2) 他者の著作権を侵害するおそれがあると判断された場合。
- (3) 公序良俗に反する、または内容が著しく不適切である等の理由により、附属図書館長が削除を認めた場合。

(免責事項)

**第11条** 登録された研究成果等の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

2 本学は、登録された研究成果等を利用することによって生じた利用者又は登録者の損害・不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(雑則)

**第12条** この規程に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、公立大学法人沖縄県立看護大学学術情報委員会（以下「学術情報委員会」という。）の案を公立大学法人沖縄県立看護大学教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）の議を経て定める。

(改正)

**第13条** この規程を改正しようとするときは、学術情報委員会の案を教育研究審議会の議を経て定める。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。